



KAIRO BIMONTHLY

海路隔月版 (for 企業法務)

第10回企業法務セミナーにご参加ありがとうございました



去る1月23日、山下江法律事務所主催第10回企業法務セミナー「CSR 経営におけるクレーム対応のポイント～社員

と会社の信用を守る～」が、おかげさまで約60人の参加者を迎え無事終了しました。

今回の講師は、所長の山下江が務め、正当なクレームと悪質クレームの見分け方やそれぞれに対する対応の仕方など、具体的事例をあげながら説明していきました。参加者様からは「クレームの対応に正面から取り組む必要がある」「身近な問題で、参

考になった」「適切なクレーム対応は会社の財産になると感じた」と高い評価を受けました。

また、今回は開催10回目を記念し、懇親会を設けました。顧問会社様、一般参加者様、そして、当事務所の弁護士・秘書との交流が深まり、こちらも大変ご好評いただきました。

今回は5月22日です。詳細は本紙4ページをご覧ください。



☞詳細は山下江のブログ 1/26 でも綴っております。

弁護士 ON・OFF 第23回

弁護士 柴橋 修

広島は川の街で、市内には西から太田川放水路、天満川、本川、元安川、京橋川、猿猴川の6本の川が流れています。しかし、昔は川は6本ではなく7本流れていたことをご存じでしょうか。昔は太田川放水路はなく、西側には山手川、福島川という川が流れていました。川が7本だったころは水害に悩まされており、この問題を解決するために、これらの2本の川を1本にまとめ、太田川放水路という人工の川を造ったわけです。

生まれ故郷の広島に戻って約10年になりますが、広島の変遷に興味を持つようになり、古い地図を買ってみたりしています。今の地図と比較してみると太田川放水路の造成工事が大規模だったことなどがよくわかり興味深いです。

また、広島といえば原爆による壊滅的被害から驚異的な復興を遂げた街ですが、戦後間もない大変な時

期に建てられた建物にも興味を持っています。広島駅周辺の再開発は停滞していましたが、最近活発に進むようになってきました。写真は広島駅南口Bブロックですが、高層のビルが建つこととなります。古い建物がなくなるのは寂しくもありますが、これにより広島に活気が出てくることを願っています。



広島駅南口Bブロック



弁護士 山下江の「実務に役立つ企業法務の基礎」第23回

独占禁止法について（4）

不公正な取引方法（続き）

禁止されている「不公正な取引方法」の類型をさらに説明します。

優越的地位の濫用

取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商習慣に照らして不当に、取引の条件や実施について相手方に不利益を与える行為を「優越的地位の濫用」と言います。

「優越的地位」というのは、市場において優越していることではなく、取引の相手方に対して相対的に優越している地位のことを言います。

大規模小売店業に関して

どのような行為が「優越的地位の濫用」となるか、例として、百貨店、スーパー、専門量販店等の大規模小売業者と納入業者との間の取引について説明します。納入業者は、商品を小売業者に継続的に納入してもらいたいばかりに、小売業者の不当な要求にも応じざるを得ないという関係にあるのです。

押し付け販売。小売業者が自分の店で売っている商品やサービスを納入業者を買わせること。

不当な返品。小売業者のPB商品を返品したり、期末在庫整理のため、売れ残った商品を返品すること。

従業員の派遣の要請。小売業者が自社の開

店準備や棚卸などを行わせるために、納入業者に従業員を派遣させたり、同派遣に代えて小売業者が雇用したアルバイト費用等を納入業者に負担させること。

協賛金など負担要請。納入業者の商品の販売促進とは関係のない催事や売場改装の費用負担や小売業者の決算対策のための協力金の要請など。

特売商品等の買いたたき。小売業者のセールに供する商品について、納入業者と協議することなく、納入業者の仕入価格を下回る納入価格を定め、その価格で納入するように一方的に指示して、自社の通常の納入価格に比べて著しく低い価格で納入させること。



競争者に対する取引妨害

国内の競争者とその取引相手との取引を不当に妨害する行為を「競争者に対する取引妨害」と言います。

取引の妨害がすべて独禁法上違法となる訳ではなく、妨害する行為がある程度特定され、かつ、妨害が意図的になされ事業者間の公正な競争が阻害されるような不当なものであることが必要です。



例としては、メーカー系の保守・販売業者が、同メーカーの機器の保守業務を行っている独立系の保守業者に対して、交換部品の納期を大幅に遅らせたり価格をつり上げたりして、独立系の保守業者の保守業務の円滑な遂行を妨げているような場合です。

事業者団体の活動規制

組合、工業会、協会などの事業者団体は、①団体としての意志決定によって、構成員の取引価格や数量、販売地域などを制限したりして競争を実質的に制限すること、②一定の事業分野における事業者の数を制限すること、③競争の実質的制限に至らない場合でも、取引数量、販

売地域、販売方法などの制限により公正な競争を阻害すること、④他の事業者に不公正な取引方法をさせること、を行った場合は、独禁法違反となります。

ただし、中小企業等協同組合のように、小規模事業者が相互の助け合いを目的として、任意に設立され、加入脱退が自由であり、組合員が平等の議決権を持ち、利益の配分限度が法令か定款に定められている場合は、独禁法の適用が除外されています。

※バックナンバーをご入り用の方は、裏面の連絡先までお問い合わせください。

事務局コラム 第23回 「白川郷 ～雪景色を求めて～」 S. A

世界遺産、白川郷に行ってきました。

「白川郷ってなに？どこにあるの？」ご存じない方、結構いらっしゃると思います。かくいう私も、今回の旅行の計画をするまでは、ぼんやりとしか知りませんでした。

白川郷は岐阜県の北部、飛越地方にあります。富山県と石川県にほど近い有数の豪雪地帯で、春夏秋冬すばらしい景観が楽しめる合掌造りの集落です。私は、合掌造りの茅葺き屋根に、どっさり雪が降り積もった白川郷の景色が見たくて、2月の雪深い日に訪れました。

しんと雪が降る中、集落に足を踏み入れると、同じ方向を向いた三角屋根の家々が出迎えてくれます。なぜ同じ方向かと言いますと、茅葺き屋根に日光をまんべんなく当て、南北の風を通すようしているとのこと。また、急勾配の屋根は、水はけと雪の滑り落としを良くするためとのこと。

先人たちの知恵と工夫が詰まった造りです。

合掌造りの宿で、隣の部屋と襖1枚で仕切られたテレビのない部屋で過ごし、囲炉裏で郷土料理を頂くと、まるで「まんが日本昔話」の世界に入ったよう。笠を被り、藁靴を履き、白い息を吐きながら静寂につつまれた雪山を歩くシーンが思い浮かびます。

古き良き日本を求め、訪れたい場所はまだまだたくさんあります。本屋で、どこに行こうかとガイドブックを探し選ぶところから、私の旅は始まります。



雪化粧の白川郷



法律事情なう

◆第11回企業法務セミナー・懇親会開催のご案内

当セミナー参加者は、1カ月以内に1時間の無料法律相談が可能です。この機会を是非ご利用ください。※前回好評につき、懇親会も同時開催します！



平成26年5月22日(木)
《セミナー》18:30～19:20
《懇親会》19:30～21:00
講師 弁護士 柴橋 修
“セクハラ、パワハラなど社内トラブル対処法”

会場:TOWANI(中区上八丁堀 4-1)
受講料:顧問会社様 1名様につき 3,000円
一般 1名様につき 6,000円
(一般の方で懇親会のみ参加 5,000円)

☞詳細は、当事務所企業法務専門サイト(トップ>セミナー案内)をご参照ください。

◆FMちゅーピー「なやみよまるく～江さんの何でも法律相談～課外版」懇親会のご案内



山下江法律事務所 所長の山下江が毎月第3水曜日18:30から、紙屋町のウエストプラザビルで、座談会的法律相談を開催しています。最終回となる第12回は、懇親会も同時開催します！

第12回:平成26年3月19日(水)
《セミナー》18:30～19:20 受講料:1,000円
・残業代の不払い
・請求書発送と時効の中断
《懇親会》19:30～21:30 参加費:4,000円
☞詳細は、当事務所サイト(トップ>お知らせ)をご参照ください。

◆所内にて交通事故研修会を開催

去る1月30日、交通事故研修会を開き、秘書全員で、所長による損害賠償額算定基準(赤い本)をもとにした講習を受けました。研修で学んだことを活かし、質の高い法的サービスをご提供できるよう、日々研鑽に努めます。詳しくは☞山下江のブログ 1/31をご参照ください。



◆「上級アドバイザー認定資格試験」に合格



相続アドバイザー今井絵美と黒田文が、NPO法人相続アドバイザー協議会「上級ア

ドバイザー認定資格試験」に合格しました！現在、上級アドバイザー・相続アドバイザーによる30分無料相談を実施しております。相続でお困りの方は、ぜひ当事務所にご相談ください。

◆ホームページに「事務所理念・行動指針」を公開

ホームページに、「事務所理念・行動指針」を公開しました！ぜひご覧ください。



⇒<http://www.law-yamashita.com/700/>



山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703
営業時間：平日 9時～18時

TEL：082-223-0695 / FAX：082-223-2652 / E-MAIL：info@law-yamashita.com

予約電話受付：7時～24時

相談時間：月曜 9時～21時（夜間相談有り）、火曜～金曜 9時～18時、土曜10時～17時

※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。

